

議案第 9 3 号

字区域の変更について（古川町是重地区）

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条第 1 項の規定により字の区域を別紙のとおり変更する。

令和 6 年 1 1 月 2 6 日提出

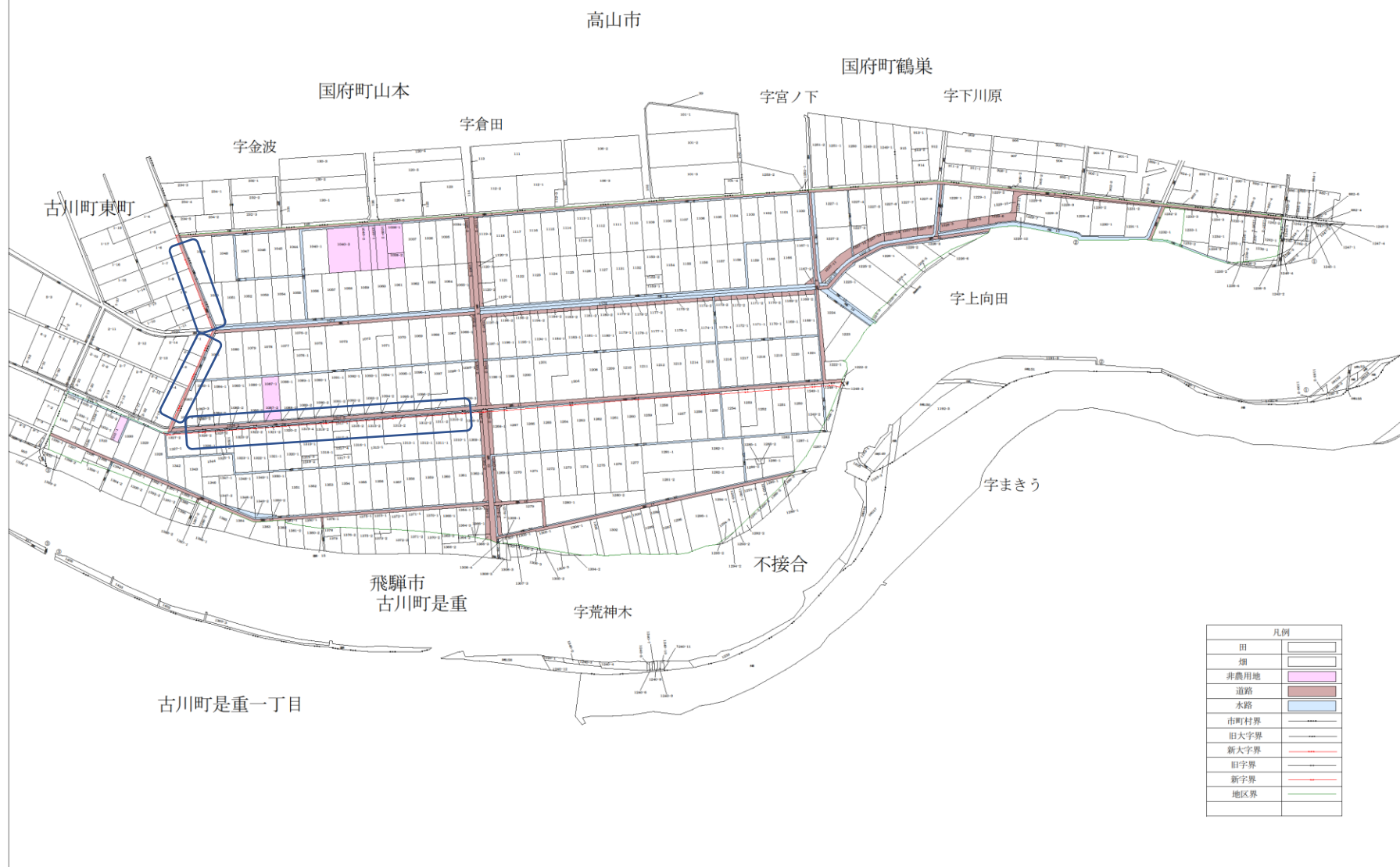
飛騨市長 都 竹 淳 也

変更の大略

新たに画する字	新たに画する字の区域に含まれる従前の字
古川町是重字上向田	古川町是重字荒神木の一部
	古川町東町の一部

変 更 調 書					
	字	地 番			
古川町是重	荒神木	1248の1の一部	1249の1の一部	1250から1267までの各一部	
		1268の1の一部	1268の2の一部	1309の1の一部	1309の2の一部
		1309の3	1310の1の一部	1310の2	1311の1の一部
		1311の2	1312の1の一部	1312の2	1313の1の一部
		1313の2	1315の1の一部	1315の2	1316の1の一部
		1316の2	1317の1の一部	1317の5	1318の1の一部
		1318の2	1319の1の一部	1319の4	1320の1の一部
		1320の2	1321の1の一部	1321の2	1322の1の一部
		1322の2	1323の1の一部	1323の2	1324の1の一部
		1324の2	1325の1の一部	1325の2	1326の1の一部
		1326の2	1327の1の一部	1327の2	
以上の土地及びこれらの区域の隣接介在する道路、水路である市有地の全部、並びに古川町是重字荒神木1327の2に隣接する水路である市有地の一部、古川町東町1の5から1の9まで、1の11、1の36、2の1から2の3まで、1033に隣接する道路、水路である市有地の全部、古川町是重字上向田1082の1、1082の2に隣接する古川町東町の道路である市有地の全部を、古川町是重字上向田に変更する。					

経営体育成基盤整備事業 玄の子地区 現形図 1 / 1000



経営体育成基盤整備事業 玄の子地区 変更大略図 1 / 1000

